③　名古屋西ＪＣＴ　Ｃランプ橋（ＲＣ１～西Ｈ５）
　形式　鋼５径間連続非合成鈑桁＋鋼８径間連続鋼床版箱桁　橋長　560m　最大支間長　56.0m　幅員　6.00m　鋼重　約1,600ｔ　架設　クレーン・ベント工法
④　名古屋西ＪＣＴ　Ｄランプ橋（ＲＣ６～ＲＧ９）
　形式　鋼４径間連続非合成箱桁　橋長　174m　最大支間長　49.4m　幅員　6.00m　鋼重　約350ｔ　架設　クレーン・ベント工法
⑤　名古屋西ＪＣＴ　Ｆランプ橋（ＲＦ５～ＲＢ３）
　形式　鋼４径間連続ラーメン鋼床版箱桁　橋長　252m　最大支間長　94.0m　幅員　6.00m　鋼重　約850ｔ　架設　移動式台車による一括架設工法＋クレーン・ベント工法

⑹　工期　契約締結の翌日から1,650日間
⑺　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑻　本工事は、申請時に設計図書に示した図面及び仕様書において管理体制・手法、品質管理、安全管理、環境対策、維持管理性向上に関する技術提案及び、技術提案プレゼンテーション前の指定日までに入札書を求め、技術提案を審査して技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年11月９日付中日本高速道路株式会社規程第25号）第18条における契約制限価格（以下「契約制限価格」という。）の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする「施工技術競争型総合評価方式」の適用工事である。併せて、落札者と合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議を実施し、その協議に基づく価格で契約する「技術提案協議方式」の適用工事である。ただし、入札額が低入札価格調査制度の重点調査価格を下回った場合は、技術提案協議は実施しない。
　技術提案とは、管理体制・手法、品質管理、安全管理、環境対策、維持管理性向上を含む施工計画（以下「施工計画」という。）をいう。
　施工計画の提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目すべてを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書および設計図書で示したものをいう。ただしコンクリートに関しては硬化後の形状・寸法を変更せず所定の要求性能を満たす範囲での混和剤等の提案は可能とするが、場所打ちコンクリートをプレキャストにする提案等は不可とする。
⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。
⑽　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合
　「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,250点以上の鋼橋上部工工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,250点以上（鋼橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合
　「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の鋼橋上部工工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（鋼橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。
⑷　施工実績　平成10年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。
　なお、求める実績１から求める実績４に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）
①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
　求める実績１
　　連続箱桁橋の工場製作
　求める実績２
　　移動式台車により架設した最大支間長75m以上ある鋼連続箱桁橋の工事
　求める実績３
　　鋼上部工又は鋼製橋脚で溶接する鋼鈑の板厚が65mm以上（突合せる鋼鈑の薄い方の板厚）の突合せによる現場溶接を実施した工事
　求める実績４
　　自動車専用道路若しくは流出入が制限された道路において、通行止め規制内で実施した鋼橋架設工事
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
　求める実績１
　　連続箱桁橋の工場製作
　求める実績２
　　クレーン・ベント工法により架設した最大支間長40m以上ある鋼連続箱桁橋の工事
　求める実績３
　　鋼上部工又は鋼製橋脚で突合せによる現場溶接を実施した工事
　求める実績４
　　自動車専用道路若しくは流出入が制限された道路において、通行止め規制内で実施した鋼橋架設工事
⑸　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。
　なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。
　ただし、複数の主任（監理）技術者を配置する場合は、下記の期間とする。
・架設工に係る工事の経験を有する技術者は工事現場が稼動している期間。
・溶接工に係る工事の経験を有する技術者は溶接工工事が稼動している期間。
①　主任（監理）技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
②　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　主任（監理）技術者が技術資料の提出時に、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。